

令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国基準の保育士配置を上回る手厚い保育士配置を行うことによって発生する費用に対して、予算の範囲内においてつくば市保育士配置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、保育の質の向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

2 前項の補助金に関しては、つくば市補助金等適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、つくば市内において、次のいずれかに該当する施設を運営する施設の設置者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により認可された保育園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の認定を受けた施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により認可された幼保連携型認定こども園
- (4) 子ども・子育て支援法第29条第1項の市町村による確認を受けた施設

(補助対象要件等)

第3条 補助金の対象となる要件及び補助基準額は、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象要件を満たすために配置した、1歳児を担当する保育士及び保育教諭（以下「保育士等」といい、常勤、非常勤等の雇用形態は問わない。）について、その雇用に要する費用とする。

2 補助金の額は、第3条別表による補助基準額と、前項の交付対象経費を比較し、少ない方の金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする補助対象者は、令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、次に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して提出する。

- (1) つくば市保育士配置支援事業費補助金 事業計画書(別紙1)
- (2) つくば市保育士配置支援事業費補助金 所要額内訳書(別紙2)
- (3) つくば市保育士配置支援事業費補助金 担当保育士証明書(別紙3)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知する。

(変更申請等)

第7条 補助対象者は、第6条の規定による交付の決定通知を受けた場合において、補助事業の内容や、決定額の増額等の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金変更等承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して提出する。

(変更承認等)

第8条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、変更申請書類の内容を審査の上、令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金変更等承認通知書(様式第4号)により当該補助対象者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、令和6年度つくば市保育士配置

支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を、次に掲げる書類及びその他市長が認める書類を添付して提出する。

- (1) つくば市保育士配置支援事業費補助金 事業報告書（別紙4）
- (2) つくば市保育士配置支援事業費補助金 精算額内訳書（別紙5）
（補助金の金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書類の内容を審査の上、補助金交付の適否及び金額を確定し、令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知する。

（補助金の請求等）

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、令和6年度つくば市保育士配置支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に補助金の交付を請求する。

（指導・監査等）

第12条 市長は、適正な補助金の支給を実施する観点から、特に必要と認める場合、必要な書類の提出を求めることや、実地による施設の監査を行うことができる。

（補助金の取り消し）

第13条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定

めて、その返還を命じる。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和6年3月29日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象要件	補助対象保育士数	補助基準額
<p>各月初日において、在籍する1歳児5人につき、1歳児を担当する保育士等が1人以上配置されていること。</p>	<p>各月初日において、在籍する1歳児数の国基準（1：6）における必要保育士数（常勤換算）と、同1歳児数の補助要件（1：5）における必要保育士数（常勤換算）を、下記の算式により算出し、その差となる保育士数。</p> <p><算式></p> <p>○国基準（1：6） 各月初日の1歳児数×1/6 （小数点第2位以下切り捨て）</p> <p>○補助要件（1：5） 各月初日の1歳児数×1/5 （小数点第2位以下切り捨て）</p>	<p>各月において、補助対象保育士数に219,000円を乗じた額。</p>